

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の主要な事務及び事業の 改廃に関する勧告の方向性

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性及び質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の的確な評価のためには、目標が明瞭性・客観性を備えていることが不可欠であり、中期目標の策定に当たっては、達成すべき内容や水準等を可能な限り具体的かつ定量的に示すとともに、定性的な目標とせざるを得ない場合であっても、目標の到達度について第三者が検証可能なものとなるよう努めるものとする。

第1 業務実施体制の見直し

1 本部の業務運営体制の再構築

本法人は、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構が、平成23年10月1日に廃止された独立行政法人雇用・能力開発機構の一部の業務（職業能力開発業務等）を承継し、新法人として発足したものであり、24年4月1日現在、本部機能は千葉市に集約化されている。

組織の統合に伴い、本部の管理部門の運営体制については、部署の統合及び人員の削減が一定程度進んでいるものの、業務部門の運営体制については、ほぼ統合時のままの体制が維持されており効率化が進んでいない状況にある。

しかしながら、本部の業務部門については、雇用促進住宅及び職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）等の地方公共団体への譲渡等が進むことや高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第78号）附則第3項に規定する経過措置期間の経過とともに段階的に業務量の減少が見込まれる部門も見られることから、次期中期目標期間中に、これらの部門を含め業務量の変化に見合った効率的な実施体制となるよう点検を行うとともに、統合によるシナジー効果を一層発揮できるよう本部の業務運営体制を再構築していくものとする。

2 地方施設の整理、統合

本法人の地方施設については、組織の統合後も、旧2法人の施設の多くが従来のまま存続しており、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の施設が散在している状況が見受けられることから、効率的・効果的な業務運営体制を構築するために、以下の各地方施設について都道府県への移管や整理・統合を進め、その具体的な取組を次期中期目標に明記するものとする。

なお、厚生労働省は、(1)①の都道府県との移管協議の結果を受けて方針を改めて示すものとする。また、当該方針を踏まえ、移管の見込みが立たないポリテクセンター等については、本法人が運営を続ける合理性及び必要性について厳格に検証し、明らかに合理性及び必要性を見いだせないものについては、廃止を含めて検討するものとする。

(1) 職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（ポリテクカレッジ）

① 職業能力開発促進センター並びに職業能力開発大学校及び職業能力開発短期大学校（以下「ポリテクセンター等」という。）については、受入条件が整う都道府県へ移管することとされていることを重く受け止め、現行の譲渡条件の期限（平成26年3月31日）までの間、都道府県との移管協議を主体的かつ積極的に進めるものとする。

② 都道府県との移管協議を進めるに当たっては、これまで移管に至らなかった原因を十分に把握・分析し、都道府県内における産業の集積状況や職業能力開発施設の設置状況、受講者の居住地の実態等を勘案して移管の可能性の高いものから優先的に協議を進めるものとする。

③ 現状において、同一都道府県内に複数存在するものなど経年的に定員充足率が低調なものについては、訓練定員の見直し等を行っても改善に至らない場合は、統廃合を含めて検討するものとする。

(2) 整理・統合を進める他の地方施設

地方施設の整理・統合を進めるに当たっては、利用者のニーズや利便性、コスト、業務量等を勘案しつつ、高齢・障害者雇用支援センター及び職業訓練支援センターのほか、高齢・障害者雇用支援センターを併設していない地域障害者職業センター

を含めて幅広く検討するものとし、次期中期目標期間中に、同一都道府県内又は同一市町村内に複数の地方施設が散在する状況を可能な限り解消するものとする。

第2 業務全般に関する見直し

上記第1に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

- 1 内部統制については、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人等の業務実績に関する評価の結果等の意見として各府省独立行政法人評価委員会等に通知した事項を参考にするものとする。
- 2 毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。
- 3 「平成23年度決算検査報告」（平成24年11月2日会計検査院）の指摘も踏まえた見直しを行うものとする。
- 4 1から3までのほか、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組について、着実に実施するものとする。